

質問第二〇号

生活保護世帯がペットを飼育することに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年十月二十四日

石垣のりこ

参議院議長 尾辻秀久 殿

生活保護世帯がペットを飼育することに関する質問主意書

生活困窮者がペットを飼育しているからという理由で生活保護の申請を断られる事例が見受けられる。

生活保護費の生活扶助は金銭給付されており、その使い道に制限はなく自由であり、受給者が自分で決める権利がある。

また、ペットを家族同様に考えている方も多く、その方々にとってペットはストレスや不安を癒やしてくれる上に、散歩などで一緒に出掛けること等によって健康維持や本人の自立にも繋がっている存在である。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 生活保護法において、ペットの飼育を禁止する規定はあるのか。

二 ペットを飼育しているという理由で生活保護の申請を受け付けない、又は生活保護を認定しない自治体があるが、この対応は適切か、政府の所見を伺う。

三 生活保護世帯はペットを飼育してはいけないと考えている自治体やケースワーカーが一部いると見受けられるため、自治体担当者等に対して、ペット飼育を理由に不利益な取扱いをしないよう通知等を発出することで周知を図るべきだと考えるが所見を伺う。

右質問する。